

○厚生労働省告示第三百四十八号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへの収納価格を、平成二十九年度においてはあへんに含有されるモルヒネーキログラムにつき二十二万五百円と定めるので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十三日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 松本 純